

「和歌山県不登校児童生徒の教育機会の確保のための施策の推進に関する条例骨子案」に係る県民意見募集（パブリックコメント）の概要

1 県民意見募集の概要

（１）意見の募集期間：2024（令和6）年12月10日から2025（令和7）年1月17日

（２）提出された意見の件数：２７名７３件

2 提出された意見の概要とこれに対する県教育委員会の考え方

※１つの意見を分けて記載している場合があります。

番号	骨子案の該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	【目的】	（条例制定は）良いこと。基本理念には大賛成。	基本理念に基づき、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進していきます。
2	【目的】	今後の展開に非常に期待している。	不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における社会的自立に資するため、努めてまいります。
3	【目的】	具体的にどう広がっていくのか、楽しみ。	不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における社会的自立に資するため、努めてまいります。
4	【基本理念】	「多様な教育機会の推進、並びに多様な教育を受ける権利」を追記してほしい。	基本理念の③において、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認め支援することを規定しています。
5	【基本理念】	「児童生徒への支援は学校のみならず学校以外の多様な場においても行われるものであること」「これらの支援にあたっては子どもの権利条約の理念に則ること」の明記。	基本理念の③において、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認め支援することを規定しています。 子どもの権利条約については、本条例は同条約に則るものであり、改めて記載する必要はないと考えます。
6	【基本理念】	居場所としての民間NPOへの支援事業の創設。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	【基本理念】	不登校児童生徒に関わる人員を増やしてほしい。不登校に理解のある教員の育成。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	【基本理念】	社会的自立はさまざまな形があり、福祉との連携も必要である。自己決定に基づいて他者と共同して主体的な生活を営むことであるなども明記する。	社会的自立に係る福祉との連携については、御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。 「自己決定に基づいて他者と共同して主体的な生活を営むこと」については、いただいた御意見を参考に、基本理念に、不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと等について記載することを検討してまいります。
9	【基本理念】	不登校の子が一步踏み出す環境を作してほしい。	不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることを目標とせず、将来の社会的自立を目指し、施策を総合的に推進していきます。
10	【基本理念】	不登校の子は他の子よりマイペースの意識が強い子や、人並み以上に優れている人もいる。	基本理念の③に基づき、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援していきます。
11	【基本理念】	不登校の原因追求とその対策が必要。	御意見として承り、今後の不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援していくための施策の参考とさせていただきます。
12	【基本理念】	学校以外の多様な場所での環境を整備することは重要。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	【基本理念】	オンラインによる不登校児童生徒に対応する多様な教育環境の整備。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
14	【基本理念】	子ども一人一人に合った環境でいろんな経験を学び、自立してほしい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
15	【基本理念】	多様な学び学校の配置が進み、不登校児童生徒以外にも誰でも選択できるように。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

16	【基本理念】	学校での教科学習活動とは違う「まなび」が存在することを認め、明記する。	基本理念の③において、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援することを規定しています。
17	【基本理念】	グリーゾーンと言われる子ども達が安心して教育を受けられる場所及び人材の確保。	基本理念①に基づき、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにします。 また、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援するために、教育機会の確保について行うべき対策を決定し実行していきます。
18	【基本理念】	学校、学年を超えた学びの場の充実。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
19	【基本理念】	当事者である子どもや保護者、親の会や支援団体の意見を聞く機会をつくる。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
20	【基本理念】	保護者が孤立しない支援や環境整備。関係者が互いに連携するための広報活動、啓発活動。	県、市町村、学校、児童生徒の保護者及びその他の関係者の相互の密接な連携の下に、今後の施策を推進していきます。
21	【基本理念】	フリースクールとの連携やフリースクールへの公的支援・助成制度等の財政措置の項を設けないのか。	フリースクールとの連携については、基本理念の④において、県、市町村、学校、児童生徒の保護者およびその他の関係者が互いに密接に連携して行うことを規定しています。 財政措置については、フリースクールに限定することなく、不登校児童生徒の教育機会の確保について行うべき施策を実行するにあたって必要な記載内容を検討してまいります。
22	【基本理念】	自治体主催の不登校の親の会の実施があればよい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	【基本理念】	不登校担当の職員として、無資格でも補助教員を募集する。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	【基本理念】	「多様な学習活動」について、フリースクールやホームスクーラーの実態の聞き取りが必要。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	【基本理念】	「フリースクール等その他関係者」と明記する。	不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われる支援は、フリースクールを含む、こどもに関わるあらゆる関係者の連携が必要です。そのため、基本理念の④において、県、市町村、学校、児童生徒の保護者及びその他の関係者の相互の密接な連携と規定しています。「フリースクール等」の明記については、記載内容の参考とさせていただきます。
26	【基本理念】	ハード面だけでなくソフト面でも安心して教育を受けられる環境に配慮する。	御意見として承り、県、市町村、学校、児童生徒の保護者及びその他の関係者の相互の密接な連携の下に、今後の施策を推進していきます。
27	【基本理念】	不登校児童生徒に対応する学校体制の整備が必要。	基本理念の①において、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることを規定しています。
28	【基本理念】	学級編成基準のさらなる改善、教職員の増員等、国に要求するとともに県独自の予算措置が必要。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
29	【基本理念】	教育課程は学校の裁量に委ねる。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
30	【基本理念】	学校における環境の確保は急いでほしい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
31	【基本理念】	自分らしく安心して学べる場が少しでも増えてほしい。	基本理念の①及び③に基づき、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、また、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援するよう、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
32	【基本理念】	公教育としての学びの場の選択肢を増やすことが大切。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
33	【基本理念】	「誰もが笑顔あふれる学級学校環境づくりを大切にすると共に」を追記してほしい。	御意見の内容につきましては、基本理念の①に含まれると考えます。「誰もが笑顔あふれる学級学校環境づくりを大切にする」ことにつきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
34	【基本理念】	学校内に安心していられる（過ごせる）場所を確保する。	基本理念の①において、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることを規定しています。
35	【基本理念】	「学校以外の多様な場」様々な場所があることが伝わるような文章にする。	いただいた御意見を参考に、記載内容について検討してまいります。

36	【基本理念】	「学校のみならず学校以外の多様な場において、当該不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われる」支援活動が居場所活動などであることを明記する。	全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。支援活動が居場所活動などであることの明記については、記載内容の参考とさせていただきます。
37	【基本理念】	「多様な学習活動」ではどのような支援がして貰えるのか。	不登校児童生徒一人一人の状況に応じた施策を総合的に推進していきます。
38	【県の責務】	不登校特例校の設置。将来的に県内8か所。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
39	【県の責務】	保護者や関係機関に、経済的体力的精神的な負担へのサポートを行うものとする、というような内容を明記する。	不登校児童生徒の教育機会の確保について行うべき施策を実行するにあたって必要な記載内容を検討してまいります。
40	【県の責務】	県の責務として、民間の支援活動を促進するための施策を講じることを明記する。	民間の支援活動を促進するための施策に限定することなく、県の責務において、県は、基本理念の①にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保について行うべき対策を決め、および実行する責務があることを規定しています。
41	【県の責務】	学校での不登校支援の教員数、時間を増やす。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
42	【県の責務】	不登校を生み出さなくすむような学校体制を整えるものとする、とそれぞれの責務を記載する。	基本理念の①において、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることを規定しており、この基本理念を前提として、県、市町村、学校及び県民の役割を規定しています。
43	【県の責務】	市町村教委の学校に対するサポートの仕組みを構築する。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
44	【学校の役割】	不登校の未然防止が大事。不登校の兆候を早めに把握する必要がある。	基本理念の①及び④に基づき、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ります。
45	【学校の役割】	不登校児童生徒の状況の継続的な把握の仕方の検討。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
46	【県民の役割】	官民の協議の場を設ける。	基本理念の④において、規定しているとおりです。
47	【県民の役割】	県民が支援活動にかかわることについても明記する。	県民が支援活動にかかわることの明記については、記載内容の参考とさせていただきます。また、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
48	【基本方針】	不登校児童生徒が増加している現状を踏まえ、教育施策を見直すべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
49	【基本方針】	1項目目の「不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的な内容」と、2項目目の「不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する内容」の違いが分かりにくい。	御意見を参考に、記載内容を検討してまいります。
50	【基本方針】	あとに続くアピールがない。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
51	【情報の提供等】	県民の理解を深めることも大切なことである。	県は、県民の理解の促進に努め、基本理念の④に基づき、県、市町村、学校、児童生徒の保護者およびその他の関係者が互いに密接に連携して、不登校児童生徒の教育機会の確保を行います。
52	【情報の提供等】	県民の理解の促進のため、教育方法や活動を紹介するイベントの開催等を検討する。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
53	【情報の提供等】	学校以外の居場所等の情報が行き渡るような工夫があると嬉しい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
54	【情報の提供等】	学校等が心理的制度的負担なく、対応および支援に関する情報を子どもや保護者に提供できるようにしてもらいたい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
55	【その他】	「学校生活において子どもの権利条約を生かす」ことを明記する。	日本は、1994年に子どもの権利条約を批准しています。本条例は同条約に則るものであり、改めて記載する必要はないと考えます。
56	【その他】	保護者は学校内外の居場所づくりと財政的支援を求めている。	学校内外の居場所づくりについては、基本理念の④に基づき、県、市町村、学校、児童生徒の保護者およびその他の関係者が互いに密接に連携して行ってまいります。 また、財政的支援につきましては、御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

57	【その他】	「先生」という呼び名を「スタッフ」「〇〇さん」とする。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
58	【その他】	ホームスクールなどの通信教育を、出席扱いにできるよう取り決める。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
59	【その他】	保護者や本人が直接相談できる機関があると良い。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
60	【その他】	和歌山県の実情を踏まえ、骨子案の協議をすべし。	骨子案につきましては、不登校に係る専門家等と協議を行い、作成いたしました。県民の皆様 に広く御意見を求め、今後は皆様の御意見を考慮して意思決定を行ってまいります。御意見と して承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
61	【その他】	こどもと保護者の心のサポート。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
62	【その他】	「オルタナティブスクール、フリースクールの教育内容及び運営の自由裁量権限の交付」を追記してほ しい。	不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われる支援は、オルタナティブスクール、フ リースクールを含む、こどもに関わるあらゆる関係者の連携が必要です。そのため、本条例で は、関係者を限定し、教育内容及び運営の自由裁量権限の交付等について記載することはしま せん。
63	【その他】	条例骨子案に具体的な事柄が書かれていない。	骨子案は条例の概要であり、条例には詳細が記載されます。また、より具体的な内容は、条例 に基づいた基本方針や基本施策に記載されます。
64	【その他】	「財政上の措置」を明記する。	財政措置については、不登校児童生徒の教育機会の確保について行うべき施策を実行するにあ たって必要な記載内容を検討してまいります。
65	【その他】	不登校の家庭に、金銭面での補助がほしい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
66	【その他】	フリースクール及びフリースクール利用保護者への金銭的補助。フリースクール通所の場合の奨学金定期 利用を可能に。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
67	【その他】	全体的に網羅されており、素案のとおり採択してほしい。一日も早く実現してほしい。	不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における 社会的自立に資するため、努めてまいります。
68	【その他】	今何が求められ、何を推進するのかを前文に追記してほしい。	本条例は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町 村、学校及び県民の役割を明らかにするとともに、不登校児童生徒の教育機会の確保のための 施策について基本となる事項を定めることにより、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合 的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における社会的自立に資することを目的としていま す。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
69	【その他】	A I のことも教えてあげてほしい。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
70	【その他】	対象から高等学校を省いている理由を示してもらいたい。	本条例は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を基 本法とする、義務教育の段階における不登校児童生徒についての条例であるため、高等学校及 び高等部の生徒を対象としていません。
71	【その他】	社会自立を目指す支援として、高等学校の受け入れ体制を整える。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
72	【その他】	高校入試の内申書の出席日数の記載の廃止。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
73	【その他】	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律がある。条例は不要。	本条例は、和歌山県として不登校児童生徒の支援に必要な施策をさらに推進するための条例で あり、基本理念として、登校できるようになることを目標とせず、将来の社会的自立を目 指すという考え方を明らかにするとともに、施策を総合的に推進するため、県が基本方針を定 めることを明記しています。